

# 交通誘導業務心得

注意 !!

これはあくまで心得です。詳細は各事業所の指示に従ってください。

(有) エムエスロート®

～ 目 次 ～

第1章 警備業務について	
1. 基本原則	3
2. 警備員の資質向上について	3
2.1 警備員としてのマナー	3
第2章 交通誘導業務について	
1. 総論	5
1.1 意義	5
1.2 交通誘導を行なう警備員の心構え	5
2. 合図の方法	6
2.1 合図の種類と基本動作	6
3. 交通誘導の実施要領	8
(道路工事に伴う交通誘導)	
3.1 警備員の位置	8
3.2 交通誘導の方法・留意事項	8
3.3 交通が著しく混雑した場合の措置	11
第3章 交通関係法令	
1. 警備員の交通誘導と関係法令	12
2. 道路交通法	12
2.1 道路の定義	12
2.2 歩行者の通行方法	12
2.3 車両の通行方法	13
第4章 警察機関等への連絡方法	
1. 警備員の交通誘導と関係法令	15
1.1 意義	15
2. 連絡方法	15
2.1 事故発生時の連絡	15
2.2 緊急通報用電話使用上の留意点と通話内容	16
2.3 救急法と警備員	17

## 第1章 警備業務について

### 1. 基本原則

第8条においては警備業者及び警備員が警備業務を行なうに当たって遵守すべき基本原則として、次の二項目を定めている。

- |   |
|---|
| <p>① この法律により特別な権限を与えられているものではないことに留意する。</p> <p>② 他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動（行動）に干渉してはならない。</p> |
|---|

この規定は警備行法の目的のうち警備業務を行なう場合に発生しがちな行き過ぎ等による不法、不当事案を防止するという点を義務規定したものである。

①の内容は、具体的には次の点に留意する必要がある。交通誘導業務は一般人が危険防止等の為に行なうことができる範囲内で行なえるのみであって、道路交通法の規定により警察官及び交通巡視員が行なう交通整理のような強制力はないこと。

②の「干渉」とは権限外のことに強引に立ち入り、相手の活動（行動）を妨げようとすることをいう。例えば活動（行動）の続行に不安を感じさせる程度の威圧的言動は、刑罰法令等に触れない場合でもこれに該当する。

### 2. 警備員の資質向上について

#### 2.1 警備員としてのマナー

- ① 服装と身だしなみ
- ・ 姿勢は正しいか
  - ・ 定められた服装を着用しているか
  - ・ 制帽またはヘルメットを正しくかぶっているか
  - ・ 髪の手入れはできているか
  - ・ ひげは伸びていないか
  - ・ 服の肩にフケなどがついていないか
  - ・ 襟は清潔か
  - ・ ネクタイは正しくつけているか
  - ・ バッジや腕章は正しくつけているか
  - ・ ボタンのかけ忘れはなどはないか
  - ・ 制服は汚れていないか
  - ・ 手は清潔か

- ・ ズボンやスカートの折り目はついているか
- ・ 靴や靴下は清潔か

② 対応態度

- ・ 積極的に挨拶をする
- ・ 節度ある行動をする
- ・ 明るい笑顔で対応する
- ・ 相手に正対して対応する
- ・ 他のことをしながら対応しない
- ・ 対応中は仲間内での会話をしない
- ・ 無責任な返答はしない
- ・ 絶対に口論しない
- ・ 平等に対応する

③ 言葉遣い

- ・ 適正な音量で話す
- ・ 語尾まではっきり言う
- ・ みだりに専門用語を用いない
- ・ できるだけ標準語（丁寧語）を使う
- ・ 明るく親しみを持って話す
- ・ 敬称や敬語は正しく使用する

④ 時間厳守

- ・ 始業時刻の30分前までには現場到着
- ・ てきぱきとした無駄のない行動

## 第2章 交通誘導業務について

### 1. 総論

#### 1.1 意義

「交通誘導」とは、道路工事現場や駐車場等へ出入する車両が道路を通行する車両や歩行者に迷惑の及ぼすことのないようその出入りを誘導したり、道路工事等が一般交通に及ぼす迷惑を軽減するため、一般車両や歩行者の通行を誘導することをいう。

但し、警備員等の行う交通誘導は、警察官又は交通巡視員（以下「警察官」等という。）が道路における交通の安全と円滑を図るため、道路交通法上の権限に基づいて行う交通整理とは、本質的に異なるものである。すなわち、警備員等による交通誘導は、あくまでも一般人が通常行ない得る範囲にとどまるべきものであり、交通誘導を受ける者の自発的な協力に基づき、かつ道路を通行する一般車両や歩行者に迷惑を掛けないものでなければならない。

#### 1.2 交通誘導を行なう警備員の心構え

- ① 交通誘導は、あくまでもその相手方の自発的な協力に基づいて行なわれるものであるため、あたかも特別な権限を有する者のように指示したり、命令することのないようにすることはもちろん、常に言語態度には十分留意して、いたづらに紛議を引き起こさないようにしなければならない。
- ② 交通誘導に当たっては、工事関係車両等特定の車両のみを優先した誘導を行なってはならない。また、誘導の下手際によって交通事故を引き起こしたり、一般車両等に迷惑をかけることのないよう常に現場の交通状況全般をながめて、安全かつ円滑な交通の誘導に努めなければならない。
- ③ 交通誘導はあくまでも道路交通法の定める車両及び歩行者の通行方法に適合する範囲内で行なわなければならない。道路交通法に違反する通行方法を指示することは、交通を混乱させ、交通事故を引き起こす原因となるほか、その相手方が警備員の指示によって道路交通法を違反したときは、その指示を行なった警備員も道路交通法違反として責任を問われる場合がある。このため交通誘導に従事する警備員は、常に道路交通法を研究し車両及び歩行者の通行方法の規定に精通しておかなければならない。
- ④ 道路において工事を行なおうとするものは、道路交通法の規定により警察署長の許可を受けなければならないとされているが、この警察署長の許可には通常道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件が付されているので、道路工事現場等

で交通誘導に当たる警備員は、交通誘導の委託者が警察署長から受けている許可の内容及びそれらに付されている条件を熟知するとともに、その条件に従い安全かつ円滑な交通誘導に努めなければならない。

- ⑤ 交通誘導にあたる警備員は常に交通誘導技術の向上に努めなければならない。
- ⑥ 交通誘導に当たる警備員は服装・頭髪・その他身だしなみを清潔端正にすることはもちろん、体調を整え安定した精神状態で交通誘導に当たるようにしなければならない。

## 2. 合図の方法

### 2.1 合図の種類と基本動作

交通誘導業務に従事する警備員は体の向きや手足の動きそのものが、人や車両の通行に大きな影響を与えることに留意し、常に正しい姿勢と要領で合図等を行なわなければならない。

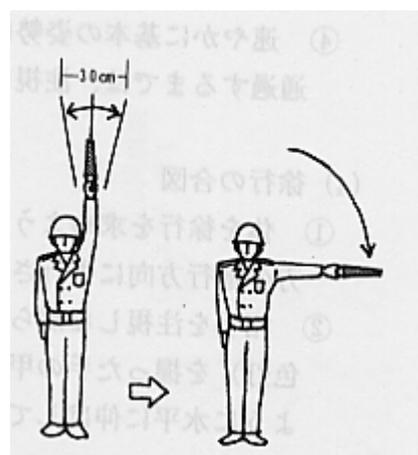
#### ① 基本姿勢

基本の姿勢は次の通りである。

- ・ 軽くかかとを接し膝を伸ばす
- ・ 背を伸ばし両肘は自然に垂らして上体を正しく保つ。
- ※ 右（左）に注意する場合でも上体をねじらない事。
- ※ 腕を上げた場合は肘を垂直に伸ばす。

#### ② 停止の合図

- ・ 体を停止を求めようとする相手の進行方向に正対させる。
- ・ 手旗（赤色灯）を側頭部に沿って垂直に上げた後、相手に注視しながら小角度に左右に振り（30°位）、停止の予告を行なう。
- ※ 相手が合図を了解したことを必ず確認すること。
- ※ 風等によって頭上の手旗が止まった時は、一度手旗を降ろして直すこと。  
（そのままの状態を手旗を回して直す等合図が不明確となる動作は絶対に行なわない。）
- ・ 手旗（赤色灯）を肩の高さまで水平に下ろす。
- ※ 発信させるまで継続して行なうこと。



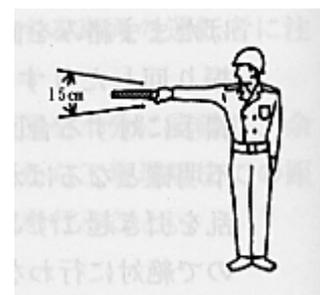
③ 進行の合図

- ・ 体を進行させようとする相手方の進行方向に平行させる。
- ・ 相手を注視しながら手旗（赤色灯）を進行させようとする相手方に向ける。
- ・ 手旗（赤色灯）を左右に大きく振る。この場合手旗（赤色灯）を振る幅はできるだけ大きく、しかもわかり易い速さで行なうものとする。



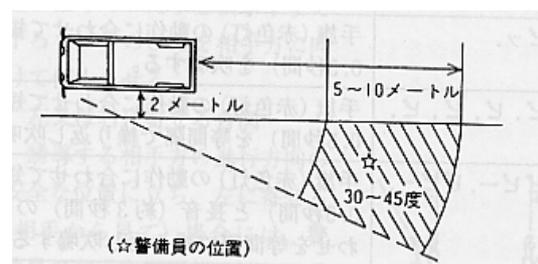
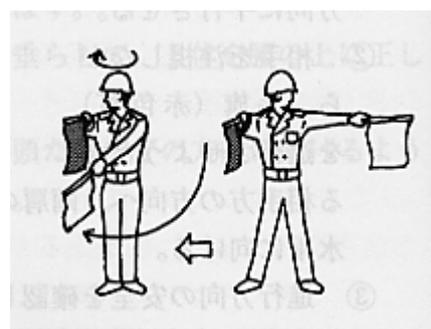
④ 徐行の合図

- ・ 体を徐行を求めようとする相手方の進行方向に平行させる。
- ・ 相手を注視しながら手旗（赤色灯）を握った手の甲が上になるように水平に伸ばして、相手方に向ける。
- ・ 手旗（赤色灯）を15センチぐらいの振り幅で小刻みに上下動を繰り返す。



⑤ 後進の合図

- ・ 体を進行させようとする相手方の進行方向に平行させる。
- ・ 手旗の場合は右手に赤旗、左手に白旗を持ち、赤色灯の場合は左手に持つ。
- ・ 右手の赤旗（右手）を前方まっすぐに伸ばし、後続してくる車両等に停止の合図を継続する。
- ・ 進行方向の安全を確認しつつ、白旗（赤色灯）を左右に大きく下を通過して振りながら、相手方との車間距離を保ち誘導する。
- ・ 後進誘導を行う場合は、原則として車側より2メートル以上、車両後部から5メートル～10メートル離れた位置でバックミラーなどにより運転手から見える位置で行う事。



⑥ 警笛の使用法

手旗（赤色灯）による合図の補助として警笛を使用するときは原則として次により実施する。

- ・ 停止の合図をするときは腕の動作に合わせてやや長く（3秒くらい）吹鳴すること。
- ・ 進行の合図をするときは停止している車両や歩行者は警備員に注目し、その進行の合図を待っている状態にあるので、長く吹鳴する必要はなく、手旗等を左右に振りながら短く（0.5秒くらい）吹鳴すること。
- ・ 停止の合図に従わない歩行者や車両等に対しては、周囲の状況から見てそのまま進行を継続させることが危険であると判断される場合に限り短く数回連続して吹鳴し停止を促すこと。

停止	ピ-ピ	腕の動作に合わせて長音（約3秒間）吹鳴する。
進行	ピ-	手旗等を左右に振りながら短音（約0.5秒間）吹鳴する。
徐行	ピ・ピ・ピ・ピ	等間隔で繰返し吹鳴する。
後進	ピピ-、ピピ-	等間隔で繰返し吹鳴する。

3. 交通誘導の実施要領（道路工事に伴う交通誘導）

3.1 警備員の位置

交通誘導は道路工事の態様、当該道路及び交通の状況等に応じて安全かつ適切に交通誘導を行い得る位置で行なうことが必要であり、その位置の選定に当たっては次の点に留意しなければならない。

- ・ 原則として道路左側端（歩道が設けられている道路にあつては歩道上）または道路工事等の為に設けられた柵の内側であること。
- ・ 一般車両、歩行者から警備員が容易に確認できること。
- ・ 現場の交通の状況が十分に把握できること。
- ・ 警備員の存在が交通の妨害とならないこと。

3.2 交通誘導の方法・留意事項

① 一般的留意事項

- ・ 自己の誘導する交通のみを考えることなく広く周辺の交差点、道路の曲がり角等の交通状態全般を勘案し、全体の交通が円滑に流れるように考えて行なうこと。
- ・ 手旗・灯火・警笛等による合図は誘導する相手方にその内容が確実に伝わるよう大きい動作ではっきりと行なうこと。

- ・ 複数の警備員によって交通誘導を行なう場合は、相互に連携協力して一体となって行なうこと。
- ・ 交通誘導はあくまでもその相手方の自発的な協力に基づいて行なわれるものであるもので、あたかも特別な権限を有する者のように指示したり、命令することのないようにすること。
- ・ 道路交通法の規定を熟知し法令に規定された車両及び歩行者の通行方法に反する誘導を行なうことのないようにすること。
- ・ 信号機及び道路標識・道路標示が設けられている場所においては、その信号及び交通規制に従うこと。また警察官等がいる場合にはその指示に従うこと。
- ・ 交通誘導の方法が複雑になる場合（特に交差点）や交通量の多い場所で交通誘導を行なう場合には、事前に当該場所を管轄する警察署に連絡しその具体的な指導を受けるようにすること。

## ② 個別的留意事項

- ・ 道路工事現場・駐車場等へ出入する車両の誘導
  - 道路工事現場・駐車場等へ出入する車両（「工事関係車両等」とする）の道路への誘導は一般車両・歩行者の間隙を縫って行い、工事関係車両等を道路に進行するために一般車両・歩行者を停止させることのないようにすること。ただし一般車両・歩行者が間断なく通行しているためやむを得ないと認められる時はこの限りではない。
  - 工事関係車両等が工事現場・駐車場に入るため、対向車等の通過待ちをしてその後続車の通行を妨げているときは、必要により対向車の停止を求めて交通関係車両等を誘導するなど、工事関係車両が円滑な交通を妨げることのないようにすること。
  - 出入する車両の多い道路工事現場・駐車場においては原則として、出入口の右方道路から左折させて道路工事現場・駐車場等の内に進行させ、出入口から左方道路に左折させて道路へ進行させること。
  - 原則として工事関係車両を道路上で順番待ちさせないこと。
- ・ 一般車両を停止させる場合
  - 工事関係車両等特定の車両の通行を優先させるため、一般通行車両を停止させるなどして円滑な交通の流れに支障を及ぼすことのないようにすること。
  - 交互通行等のためやむを得ず一般車両を停止させる時は、停止させようとする車両の速度、その後続の車両の有無を考慮し無理な停止をさせることのないようにすること。
  - 停止させる場合には道路（歩車道の区別のある場合では車道）の左端に沿って停車させること

- 次に掲げる場所ではやむを得ない場合を除き停車させないこと。  
交差点・横断歩道・自転車横断帯・踏切・軌道敷内・坂の頂上付近・勾配の急な坂・トンネル・道路の曲がり角付近・バス停付近・安全地帯周辺
- 走行中の車両の前面に出て停止させることは極めて危険であるので、絶対にしないこと。
- 停止の合図は特にゆとりを持ってはっきり行なうこと。
- ・ 停止させた車両を発信させる場合
  - 他の交通状況を見て安全を確認した後発信させること。(特に一車線交互通行させる場合には反対方向からの車両が確実に停止したことを確認してから発進させること。)
  - 停止させた車両に対しては発進まで停止の合図を継続して行なうこと。
- ・ 工事等により幅員の狭くなった部分において交通誘導をする場合
  - 歩行者の通行がある道路においては、歩行者の通行路を設けその通行の安全をはかること。
  - 車両を相互通行させる時は、狭い部分に入る前で十分速度を落させて徐行させること。
- ・ 工事等が行なわれている交差点及びその付近で交通誘導する場合。
  - 信号機の信号表示と異なった交通の誘導は絶対に行なわないこと。
  - 交差点内及び歩道上には車両を停止させないこと。
  - 横断歩行者の通行の安全に十分配慮すること。
  - 工事等により交差点における見通しが悪くなっている場合には、出会い頭事故、直進車と右折車の衝突事故の防止に十分注意すること。
  - 交通誘導が交差点に進入する全ての車両及び歩行者に対し、一体的に行なわれるよう複数の警備員で交通誘導を行なうと共にそれぞれの連携を十分図ること。
- ・ その他の交通誘導（横断・転回・後退等）
  - 他の正常な交通を妨害する恐れのあるときには、横断・転回・後退等をさせないこと。
  - 誘導する車両の死角に入らないように注意し、常に運転者から警備員の存在が見える位置で誘導すること。
  - 誘導の相手方が横断・転回・後退等を開始した後も、他の交通の状況に注意を払うこと。

### 3.3 交通が著しく混雑した場合の措置

① 交差点内の工事現場等において交通誘導に従事中交通が混雑したときは、必要に応じ警備員の増強を求めるなどして速やかに混雑の解消に努めること。なおこの場合においても信号機の表示する信号・交通規制・車両及び歩行者の通行方法に違反する誘導は絶対に行なわない。

② 混雑が著しくなり上記 I の措置においても混雑を解消できないときは、最寄の警察署の警察官等に連絡してその指示を受けること。

③ 現場において警察官の指示を受けたときはこれに従うこと。

#### ④ 交通事故が発生した場合の措置

交通誘導の現場において交通事故が発生した場合は、事故車両の運転者と協力して次の措置を行なうこと。

- ・ 交通事故の続発を防止するため、他の交通の妨げとならない場所に事故車両を誘導すること。
- ・ 交通事故が発生した 日時場所、負傷者の有無、物の損壊の程度、事故車両等の積載物、講じた措置等を最寄の警察署の警察官に報告しその指示を受けること。
- ・ 救護を要すると認められる負傷者がいる場合は、直ちに救急車の手配をするとともに、救急車が到着するまでの間可能な救護措置をすること。
- ・ 現場のセフティコーン等の移動は必ず警察官等の指示を受けて行い、あとで変更した内容を警察官に報告すること。

#### ⑤ 受傷事故防止

- ・ 交通誘導に際しては必ずヘルメットを着用するほか、セフティコーン等受傷事故防止資器材を積極的に活用すること。
- ・ 夜間は夜光チョッキを着用すること。

## 第3章 交通関係法令

### 1. 警備員の交通誘導と交通関係法令

いうまでもなく、警備員には道路交通法上、通行車両・歩行者に指示命令する権限が認められていないため、その交通誘導は警察官又は交通巡視員（以下警察官等という）が道路における交通の安全と円滑を図るため、道路交通法上の権限に基づいて行なう交通整理とは本質的に異なるものである。すなわち交通誘導はあくまでも一般人が通常行ない得る範囲にとどまるべきものであり、交通誘導を受ける者の自発的な協力に基づき、かつ道路を通行する車両や歩行者に迷惑をかけないものでなければならない。

道路交通法上何らの権限も認められていない警備員が道路交通法に定められた車両又は歩行者の通行方法と異なる誘導を行なうことは、交通を混乱させて一般車両・歩行者に迷惑をかけ、ひいては交通事故を引き起こす原因とするばかりでなく、その相手方が警備員の誘導に従い道路交通法違反を犯したときは警備員自身も道路交通法違反としての責任を問われることがあるので、交通誘導に当たる警備員は道路交通法、特に車両及び歩行者の通行方法の規定を十分理解し、誤った交通誘導は絶対にしないようにしなければならない。

### 2. 道路交通法

#### 2.1 道路の定義

道路交通法（以下「法」という）は道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑をはかり、道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としており、道路外で行なわれる行為についてはそれが直接道路交通に直接関係がない限り適用されない。

道路法第二条第一項に規定する道路とは一般交通の用に供する道路で、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいい、トンネル、橋、道路用エレベーター等と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の付属物でその道路に付属して設けられているものを含む。

#### 2.2 歩行者の通行方法

##### ① 通行区分

- ・ 歩道と車道の区別のない道路

原則： 歩行者は歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（以下「歩道等」という）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端によって通行しなければならない。

例外： 道路の右側端を通行することが危険であるとき、その他やむを得ないときは道路の左側端に寄って通行することができる。

- ・ 歩道と車道の区別のある道路

原則： 歩道を通行しなければならない。

例外： 車道を横断するとき道路工事等のため歩道を通行することができないとき、  
その他やむを得ないときは車道を通行することができる。

## ② 横断の方法

歩行者は道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。歩行者は交差点において道路標識等によって斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路横断してはならない。

## ③ 横断禁止の場所

- ・ 歩行者は車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときはこの限りではない。
- ・ 歩行者は道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては道路を横断してはならない。

## 2.3 車両の通行方法

### ① 車道通行

車両は原則として歩道と車道の区別のある道路においては車道を通行しなければならない。歩道等を通行できるのは道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないとき、又は駐停車の禁止されていない路側帯で駐停車するため必要限度において歩道等を通行するときである。

軽車両（自転車、荷車等）は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除いては路側帯を通行することができる。

### ② 通行区分

原則： 左側通行

例外： 次の場合には道路に中央部分から右に部分（以下「右側部分」という）にはみ出して通行することができる。

- 道路が一方通行となっているとき。
- 道路の左側部分の幅員がその車両の通行のため十分なものでないとき。
- 道路の損壊、道路工事等のため道路の左側部分を通行することができないとき。
- 左側部分の幅員が6メートル未満の道路で他の車両を追い越そうとするとき。
- 勾配の急な道路の曲がり角付近を道路標識等によって示された方法に従い通行するとき。

③ 立ち入り禁止部分

車両は安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路に入ってはならない。

④ 横断歩道における歩行者等の優先

- ・ 横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という）に接近する車両は、横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとしている歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という）がないことが明らかな場合を除いて、その横断歩道の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において横断歩道等によりその進路の前方を横断し又は横断しようとする歩行者があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

⑤ 停止及び駐車を禁止する場所

車両は道路標識等によって停車及び駐車が禁止されている場所や、次のような場所では停車及び駐車をしてはならない。

- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル。
- ・ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分。
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分。
- ・ 安全地帯の左側の部分及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分。
- ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分。（ただし運行時間中だけ）
- ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分。

⑥ 駐車を禁止する場所

車両は道路標識等によって駐車が禁止されている場所や、次のような場所では停車及び駐車をしてはならない。

- ・ 人の乗降、貨物の積み下ろし、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分。
- ・ 道路工事が行なわれている場合の工事区域の側端から5メートル以内の部分。
- ・ 消防用機械器具置場若しくは防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分。
- ・ 消火栓、指定消防水利標識がある位置又は消防用防火水槽の給水口若しくは吸管投入から5メートル以内の部分。
- ・ 火災報知器から1メートル以内の部分。

## 第4章 警察機関等への連絡方法

### 1. 総論

#### 1.1 意義

警備業務は市民が自己の生命、身体、財産等を守る権利を有していることを根拠として、私的契約に基づいてこれを代行するものであるから、警備員が委託者の生命、身体、財産等を守るためにとることのできる措置は、あくまでも一般市民が自己の身を守るためとり得る範囲内のものに限られることになる。したがって委託者の生命、身体、財産等についての事件事故等が発生した場合には、最終的には市民の保護を責務とし、各種の強制的権限を行使し得る警察機関等に処理を委ねなければならないことになる。

また警備業務の内容によっては、事件事故等の発生前に警察機関と緊密な連絡を取ることが、委託者の生命、身体、財産等の安全を図る上で必要な場合もある。さらに事件事故等が発生した場合には、単に警備業者と委託者間の問題にとどまらず、社会公共の安全や秩序に影響を及ぼすものであることも否定できない。

このように警察機関と適切な連絡体制をとり、事件事故等の発生に際して適切な通報を行なうことは、契約によって委託者の生命、身体、財産等の安全を守る活動を行なう警備業にとって必要であるばかりでなく、このような活動を行なう私的企業としての社会的責任である。

### 2. 連絡方法

#### 2.1 事故発生時の連絡

事件事故等が発生した場合、平常心を失わず警察機関等へ適切な通報を行なうことは、事件事故等の拡大を防止し社会公共の安全を確保する上で重要なことである。殊に警備員はその従事する業務の性質上、事件事故等の発生に出会う機会も多く、その際に他の一般市民以上に適切な通報を行なうことが期待されているとあってよい。したがって平素から事件事故等の発生に備えて警察機関等への通報手段について研究し、習熟しておくことが必要である。警察機関等への通報は近くの警ら中の警察官がいたり、派出所等がある場合にはそれらに通報することになるが、一般的な通報手段として社会に定着しているのが次の緊急通報用電話である。

- ① 110番や119番を総称して緊急通報用電話といい、自動式電話局のすべてに設置されており、次のような仕組みになっている。
  - ア. 警察・消防側は受信専用である。

- イ. 通常の自動式電話は受信者が受話器を置けば接続が断たれるが、110番、119番では受信側で切断しなければ接続が断たれない。
- ウ. 通報者が受話器を置いて通話を終了した場合でも接続が断たれないため受信側から呼び出し信号を送ることができる。
- エ. 金融機関等に設置されている盗難、火災通報機も押しボタンを押すと自動的に110,119をダイヤルし呼び出す仕組みになっている。

② 各種電話による連絡通報

ア. 加入電話・携帯電話の場合

通常通り

イ. 公衆電話の場合

受話器をとり緊急通報ボタンをクリアカバーの上から強く押し込んだ後「110」又は「119」を押す。(10円硬貨、テレホンカードは不要)

※ 旧式赤電話は鍵操作が必要なので注意。

2.2 緊急通報用電話使用上の留意点と通話内容

緊急通報は警察機関等がその責務を果たすために緊急に警察力等を動員しなければならない場合に備えて整備されている。したがって警備員は日頃の勤務を通じどのようなことが起こったら、どのようなことを見たらどのようなことを聞いたら110番すべきか平素から考え、起こり得る各種の事態を予想しその際にどのように行動しどのような措置をとるべきかを考え、いつ、どのような事態にも迅速かつ的確に、しかも落ち着いて必要な内容の通報ができればならない。

特に緊急通報用電話による第一報の適否がその後の事件事故等の推移に影響を及ぼすことを考え、適切な通報が行なえるよう訓練を重ねることが肝要である。また通報は「巧遅」より「拙速」を第一とし、とにかく何か大変なことが起こっているということを知らせることが重要である。

通報にはいわゆる「6何の原則」という6つの要素が基本として要求されている。これは5W、1Hともいわれ、①何時(WHEN) ②どこで(WHERE) ③だれが(WHO) ④何を(WHAT) ⑤なぜ(WHY) ⑥どのようにして(HOW)の6つであるが、緊急の場合には特に①～④が重要である。この「6何の原則」を完全に備えた報告をしようとすると、タイミングを失い手遅れで通報が役に立たなくなるおそれがある。このためには緊急通報すべき事件を認知した場合には「6何の原則」のうち知り得た範囲内で直ちに通報を行なうことが大切である。

① 110 番通報上の留意点と通話内容

ア. 事件の現場からの通報

通報は現場で確認しながら行なえば一番良いが、状況によってはできない場合もある。そのため通報は条件の許す範囲で現場に近い場所から行なうべきである。

通報の内容としては

- a. 犯罪・事故の種類
- b. 現在の状況
- c. 被害者の状況
- d. 現場の所在地、目標
- e. 通報者の氏名                      などが挙げられる。  
更には質問されたことにも答えなければならない。

また犯人が逃げたような場合には

- f. 犯人の人相、着衣、特徴、持ち物、逃走方向
- g. 車両の色、型、ナンバー などわかる範囲で加える必要がある。

通報は1回で終わることなく警察官が到着して事件処理にあたるまで何回でも状況の許す限り通報を行なうことが望ましい。

イ. 119 番通報上の留意点

110 番通報に準ずると考えられる。なお交通事故で負傷者のある場合には、110 番と 119 番の両方をかける必要はなく、110 番にかけ負傷者があることを告げればその内容が直ちに 119 番に転送される仕組みになっている。また最初に 119 番にかけても同様に 110 番に転送される。

2.3 救急法と警備員

救急法はけが人や急病人の治療法を教えるものではなく、医師の手当てを受けるまでの間、けが人や急病人の病状を悪化させないための一時的応急手当てを教えるものである。したがって警備員が応急手当てを行なった場合は、その後で必ず医師等医療関係者に引き渡すか、医師のところに行くように応急手当てを受けたものを指導しなければならない。その場合の応急手当ては医師等が後で行なう治療の妨げにならない程度であることが重要であり、悪化させないためにどうしてもやらなければならないものにとどめておき、その傷を治療したり、むやみに薬を飲ませたりしてはならない。